

平成 3 0 年 第 2 回

教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

平成30年第2回教育委員会臨時会会議録

平成30年3月28日(水)

出席者(5名)

教育長 高部 明夫
委員 須藤 金一
委員 畑谷 貴美子

委員 池田 清貴
委員 高橋 京子

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

宮崎 望

学務課長

桑名 茂

指導課長

松永 透

指導課統括指導主事

長田 猛

総務課長

高松 真也

学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長

田中 容子

指導課教育施策担当課長

木下 英典

事務局職員

副参事

寺田 真理子

主事

福島 学

平成30年第2回教育委員会臨時会
議 事 日 程

平成30年3月28日(水) 午後2時開議

- 日程第1 議案第10号 三鷹市立学校における働き方改革プランについて
- 日程第2 議案第11号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則の一部改正について
- 日程第3 議案第12号 「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」第13条に定める
職員の職務規程の一部改正について
- 日程第4 議案第13号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改
正について
- 日程第6 議案第15号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正について

午後 2時01分 開会

○高部教育長 それでは、ただいまから平成30年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高橋委員にお願いをいたします。

それでは議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第10号 三鷹市立学校における働き方改革プランについて

○高部教育長 日程第1 議案第10号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。指導課長。

○松永指導課長 それでは私から、議案第10号 三鷹市立学校における働き方改革プランについて、提案理由の説明をさせていただきます。

資料といたしましては、まず本冊、それからA4横判の新旧対照表。それから、意見聴取で出された意見のまとめというもの。こちらを用いながらご説明させていただきたいと思っております。

2月28日に協議会で、働き方改革のプランについての素案ということでお示しをさせていただきました。こちらにつきましては、国の動き、それから都の動きに連動した形で、三鷹市としてどのようにこの課題に取り組んでいくのかといったことについて、部内で検討会議を開きながら、また教育委員の皆様とも教員との懇談会を開催させていただいたところをもとに作成させていただいたものでございます。

今回、まずは、28日の協議会を受けて修正したものを3月1日に各学校の校長に配信をさせていただきました。また、同じ日に、PTA連合会常務理事会で、保護者の立場からどうなのかといったことでの意見聴取、それから3月5日に校長会がございましたので、そこで具体的に各学校の校長先生にも、学校の中で意見聴取をしていただいたものを提出してくださいということで、お願いをさせていただきました。

また、3月6日には市議会文教委員会でも、素案、まだ検討段階ですということで、進捗状況についてご説明をさせていただき、3月7日にコミュニティ・スクールの会長連絡会を臨時に開かせていただきまして、そこで素案についてご説明をさせていただき、CSからご意見を集めていただきたいということでのお願いをさせていただいたところです。

以上のように、3月1日から3月16日までということで、ご意見を出してくださいということで、お願いをさせていただきました。意見聴取の対象といたしましては、市立の小・中学校の教職員、それからコミュニティ・スクール委員、そしてPTAの役員の皆様ということで、それぞれのところで意見をご提出いただくという形で進めさせていただきました。

提出された意見の数ですけれども、小・中学校の教職員から51件、コミュニティ・スクール委員から19件、PTA役員から7件ということで、トータルで77件のご意見を寄せていただくことができました。

意見の種類は、資料に記載のような形になっているところです。基本的には、修正を大きくすべきという意見についてはございませんでした。ただ、これまでの教育委員会での協議会の結果、それからさまざまな寄せられた意見の中から、それをもとにしながら修正をさせていただいた点について、こちらのA4横の資料にまとめさせていただいたものでございます。

まずこちら、どのように修正したのかといったところについて、ご説明を申し上げます。まず、修正内容の3のIですが、これは教育委員会の協議会の中でも出たところなのですが、いわゆる輪番制の部分についてです。ここにつきましては、この部分の文言を削除させていただきながら、参加の仕方を工夫しながら、地域との交流を引き続き深めていきます、という形に表現を改めさせていただきました。

続きましてIIの、夏季休業中における学校閉庁日についてです。日数のご意見もここでも出てきたところなのですが、この部分につきましては、もともと原則、山の日の前後に土日も含む連続5日間の学校閉庁日ということにしていたところですが、「原則」という文言を取らせていただきながら、学校それからさまざまな実態に応じたところも含めて、山の日の前後に土日も含む連続5日以上学校閉庁日を設けます、という形に修正をさせていただいたところです。

それから5番のところ。学校における取り組みの進め方というところで、教育委員会の協議会の中でも、学園としての取り組みといったことが出てきたところがございます。特に、学園における、効率的、効果的な運営の推進といった部分について、(4)ということで、一つ項を起こして記載させていただいたところです。コミュニティ・スクール委員会の効率的な運営やコミュニティ・スクール推進員の設置など、学園においても効率的・効果的な学園運営を推進します、という文言を追記させていただいたところです。

さまざまな意見が出てきているのですけれども、ほとんどのものが、こうあったらいいなという要望的な部分が多かったのですけれども、特に人に関しての部分というのは、やはりこれは学校の教職員というのは、県費負担教職員ということで、東京都の職員であるといった以上、国、それから東京都の流れの中で三鷹市としても対応していくことが求められているのではないかと考えています。できることについて、ということという、今回このプランの中にも示させていただいていますように、国や都の補助事業的な形のものについては、積極的に活用して、学校の働き方が改革できるようにしていこうという趣旨で取り組んでいるところではございますけれども、いろいろな部分で総合的に考えたときに、まずはこのプランに基づいて、学校の中でもさまざまな関係者の協力のもと、働き方改革について進めていく中で、動きの中でまた検討をさらに進めていかなければいけないところもあるのかなというようには考えているところです。

今回、こういう形で働き方改革プランということで、お示しをさせていただきましたけれども、部内の検討組織につきましては、平成30年度も引き続き設置をしていながら、この働き方改革のこのプランの進み具合、実効性、そういったことの検証も進めていく中で、さらにできることについて進めていくとともに、この中に示してある中期的な課題について、より具体的に取り組んでいきたいと考えているところです。

説明は以上です。

○高部教育長 以上で、提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 さまざまな人財が入って学校を支えてくださるということは非常に、現場にとってありがたいことですが、こういうふうに書かれると、すぐこれが入ってきてくれるんだろうというふうに思いますけれど、限られた学校が恩恵を受けるようなこともあるわけですね。できれば、公にすることは必要ないですけれども、私としては、どこの学校にどういう人財が配置されているのか、今後それがどのぐらいの充実に向かっていくのかというあたりを継続して確認させていただけたらありがたいと思っています。

それから、私は4ページ目の、前にもお話ししたのですが、負担という言葉が非常に辛くて、学校行事が負担であるはずがないので、ここの表現は、例えば効果的な実施の仕方を工夫するとかというような形ではいけないのかと思います。

言葉としては、次のページの、意識改革の改革という言葉についても、ただこれはもう、全体的に国の動きからして仕方がない部分はあると思うのですが、意識改革と言われると、今一生懸命働いている人間が悪いようなイメージを受けてしまうので、ここは何かいい言葉がないかなと思います。

また、学校閉庁日を5日以上にしてくださったのはありがたいです、ほんとうに。7日にならないのかなと思っていますので。

最後なのですが、資料編の資料をつけるとなるとやはり、校長先生はどんなに三鷹で働いているかといういいデータになってしまうので、この校長先生方の負担を、どういうふうに解決していくのかということについても、考えていけるといいなと思っています。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 それではただいまご質問をいただきました件について、まず最初に、さまざま人財が入ってくるというところについてのことでお話をさせていただきます。

まず、学校マネジメント強化モデル事業の拡充といったところなのですが、こちらには副校長補佐という名称の方が配置されます。昨年度までは、五中に学校経営補佐という名称で入っていたのですが、学校の中に分掌組織として経営支援部を設置するところには、副校長補佐というものを置くこととなっています。こちらには、五中、六小、そして七中、この3校に副校長補佐業務をする方を配置する予定です。1日5時間、月16日という勤務になります。

それから、スクール・サポート・スタッフですが、教員の事務補助をしていただく方になりますけれども、こちらは新規です。配置する学校につきましては、第五小学校、第七小学校、南浦小学校、そして中学校が第二中学校、第六中学校、以上5校になります。ほんとうはもうちょっと手を挙げたのですが、そこまでということでした。こちらは1日6時間、週5日間ということになります。

それから、コミュニティ・スクール推進員につきましては、3学園に配置をすることになっています。三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園の3学園になります。基本的に学園長校に配置をして、さまざまコミュニティ・スクールの中での、学校支援ボランティア

アの調整等を中心にやっていただきながら、コミュニティ・スクールのいわゆる事務局的な機能を拡充しようということで配置をする予定です。今のところ、学園長校でやっていくのが一番効率的にいくのかなと考えているところです。

それから部活動指導員についてですけれども、部活動指導員は、平成30年度に新設するものとなります。こちらにつきましては、市内の7つの中学校に基本的には1名配置ということで、モデル配置ということで進めていきますけれども、今後国や都でこの部分がどう拡充されていくのかといったところで、そこに応じて手を挙げていきたいと考えているところです。

続きまして2点目の、負担という言葉、それから意識改革の部分ということなのですが、ここにつきましては、さまざまな部分であるかなと思いますけれど、負担というのは、行事自体が負担ということだけではなくて、さまざまなそれに付随してくる部分でのこともあるのかなというようには考えています。学校行事自体は当然意味のあることで、子どもたちにふだんとはまた違った経験をさせていながら、育てていくという意味では、当然意義があることだというふうに認識していますけれども、必要以上にエネルギーをかけてしまっているような現状というのもないわけではありません。そういったことも含めて、各学校の中でも、もう一度学校行事等のあり方についての見直しというのは必要なかなというように考えているところです。

それから意識改革の改革という部分ですね。今、頑張っていらっしゃる先生方という、委員のおっしゃっていることはよくわかります。ただ、この言葉自体も、国の表現であったり、東京都の表現であったりといったこともあるのが一つと、それから今回意見聴取等させていただく中でも、先生方としても、今の働き方を変えるとといったことについて、抵抗感のある意見というのも出ていました。そういった部分も含めて、今一生懸命やることが悪いこととかそういうことではなくて、働き方を変えることで、子どもたちの教育の質の向上を図るんだといった方向に向けていくこと自体も意識の改革なのかなと考えて、この言葉はそのまま使っていこうかなと思っています。

3点目です。先ほどの勤務実態の調査についてなのですが、こちら、東京都の中で対象校が全部で105校ありまして、その中で三鷹が小学校1校、中学校1校あったので、正直申し上げまして、この校長というのは1人の人の1週間のことになっております。そういった意味からすると、これが全ての三鷹の校長先生方の実態であるかということ、ちょっとそうも言い切れない部分があるといったことは、ご承知置きいただければと思います。ただ、当然のことながら、校長先生の働き方についても配慮しなければいけないことというがあるので、今、市でも夜間、市のいろいろな審議会等の委員に、小中1人ずつ校長先生が出ていただくような現状があるのですけれども、それをどちらか1人が学校の代表ということで、見直しができないかといったことを、今、市全体の中でも進めているところです。以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。人員体制の確保ということで、結局そうなってくると、何の恩恵もない学校があるわけですね。そうすると、うちは何も変わらないじゃないかという学校にとってみると、働き方改革というのは極めて進めにくい部分にもなっ

てくるんだと思うのですね。こういう、予算のかかわることはほんとうに難しいと思うのですけれど、前にもお話ししたと思いますけれど、学校事務というのは都事務と市事務がいて、その事務の内容については学校ごとに判断していいということでしたよね。校長サイドの範囲だということでしたよね。

○松永指導課長 本来的には東京都で都事務がすべき業務の標準の形というのは示されていますが、基本的にはそれに基づいています。

○高橋委員 そうですね。そのあたりが一つ、働き方改革として生かせる部分ではないかと考えています。そうでないと、その現場にとって全其人財の変化もないのに改革できないじゃないかと考えてしまいますね。

それから、負担軽減ということもよくわかるのですけれど、私、もし自分がこれを読んだら校長のところに、隔年実施、負担軽減を図るって書いてあるじゃないかと、学校行事、今みたいな形でできないのではというふうに言いに行っちゃいますね。何かもっと上手にいかないのでしょうか。

それから、学校開庁日の7日間はぜひということと、最後の資料編について、これを読む限り、1人のデータだとは読めないし、三鷹ってこうなんだな、校長大変というふうには読むんじゃないですかね。これをつけることのメリットもあるのでしょうか、これを見ると副校長はそれほどでもないというふうにも見えなくはないので、どうでしょうか。

○高部教育長 確かにこの働き方改革がこの4月で、いわゆる完成形としてスタートするわけではなくて、国も東京都も順次拡大していくとしています。その配置の部分については、後からできたいろいろなスタッフがほんとうに今の中で組み入れられるかどうか。例えばコミュニティ・スクール推進員も、かねてから学園長とか正副会長に働きかけて、こういう制度できましたよという中で、具体的にこういう、今までチームでやっていたのが、こういう中心的な人を1人置くことによって、お互いに役割分担しながらマネジメントできるんだということを手を挙げていただいたのが今回の3学園なので、まずこの3学園の予算をつけてからやるという、現実的なスタイルですね。一気に進めるんだという仕組みありきでやって、それで現場が混乱してもまた困るということで、これはやれるところからやって、そして先行したところを見ながら、また学園長会でそれを議論しながらやりましょうという、そのステップですね。

ほかのところも、さっき言ったように、都や国の補助を生かした形で、働き方改革は市だけでやるのかという議論ではないわけで、市議会でもそうですし、理事者もそうですけれども、もともとは県費負担職員としての正規教員をアシスタントする、補充的な役割ですから、それは国や都も市も応分の負担をしながら、順次拡大していきましょうという形なので、私どももそれが、部活の指導員もそうなのですけれど、その目標がどこまでなのか、で、どういう手順で拡大されていくのかを示してくださいというふうに、国や東京都にも言っているのですけれど、この8ページの最後にもありますように。なかなか東京都はプランは出すけれども、プランの中でその全体像は描かずに、それはあとは単年度予算で拡充していくという、不透明な中です。

ですから先ほども、いろいろな学校で手を挙げていただいたのですけれども、東京都が

最終的な予算を確定する中で、お互いに協議しながら、では三鷹分は今回は3校でとか、5校でとかという、お互いに協議しながら内々定をいただきながら動いてきた経過がありますので、おっしゃるように、これで完成形とは思いません。

ですから、私は目標時間というのは、最初に60時間ありきではないでしょうと。各々の学校で実態が違うわけですから。これはいろいろな工夫をする中で当面の到達目標はそういう形で60時間。国が今度最終報告で示せば、もっと45時間とか絞っていく可能性もないことはないのですけれど、東京都の当面の目標は60時間ということですから、それに合わせて、有効活用しながら、これを目指しましょうということで、時間数でやるとかえってできないところが出てきて、またそのオーバーワークになって、ライフ・ワーク・バランスに逆行する議論が出てきますから、それはあくまでも目標値としての設定で、これからも順次拡大していきましょうという方向を示しました。

それからおっしゃるように文言のところなのですけれども、私も多少違和感を感じていることは、負担というのが前面に出ていて、確かに先生の負担感につなげて今までの既存の業務がみんな負担という言葉の中で挙げられてくる実態もあるので、そこはニュートラルに、先生が本来業務でないのに、その担っていただいた部分は負担でもいいかもしれないけれども、先ほど言ったように、学校行事というのは本来やるべきことですよ。ただ、やり方は、今までちょっと過熱気味のところもないことはなかったし、それが結局、先生方にとって足並みがそろわなかったりということはあるので、これは先ほど言ったように、あえて負担ということを使わなくても、効率的な、効果的な実施方法の工夫とかいうような表現の仕方でもこれは私は可能だと思うので、ほかの委員さんに後でお聞きしたいのですけれども。

それから意識改革はこれは確かに、先生の自己責任という意味ではなくて、そういうふうな制度、仕組み、文化も含めて、そういう形で先生が、9時になって帰りましょうと管理職が声をかけても何故帰らなくてはいけないのかという発言が出てくるような意識も変えていかないと、このいろいろな仕組み、専門スタッフも効果的に機能しないだろうということで、そこは必要なんですね。だけど、あまり意識、意識って、これ5ページに3か所も出てきたのですけれど、むしろポジティブに考えると、そういった自分たちの働き方改革も一緒に見直しましょうという意識醸成というか、そういう文言を工夫して使うことはできるのではないかと思いますよ。全てこれ、切りかえなくても、それは国や都との連動性もありますから、タイトルはそういうふうに置いたとしても、説明文の中には、先生方もみずからそういった、お互いに教員同士がそういう意識を醸成しましょうという言葉で言い換えることも可能なのではないかと思いますね。

それから校長先生については、副校長先生がようやくクローズアップされて、その副校長補佐というのが制度化されたのですけれど、校長先生はトップですから、ほんとうはトップマネジメントとして、みずからがやっぱり、コントロールしていかなければいけないのですね。市長も教育長もそうなのですけれども。だからそういう意味ではあまり日は当たっていません。けれども実態として、だからこれはあくまで目安サンプルで、でも調査したことは事実ですから、これはやっぱり明らかにすべきだと思います。お断りをしなが

ら、これは全体ではなくてサンプルで、東京都の中でやって、こう出たものですよというお断りをしながら、でも実数としては出ているので明らかにしながら、でもやっぱり先生方だって、校長も含めて、結構オーバーワークになっていることは事実なので、先生方にも会議の工夫だとか、会議時間の工夫だとか、そういう形で自分たちもやっぱり教員と同じように、率先して休みをとるぐらいじゃないと、休暇をとれるような管理職になることで、やっぱり自分の背中を見せるということは必要ですから、そういう管理職研修の中でも、そういう意識づけをお願いしたいと思います。

今の高橋委員の問題提起について、ほかの委員さん、いかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員 私も今のその負担軽減の文言のところ、やはりちょっと違和感を覚えまして、今ちょうどアンケートを見させていただきまして、4ページの⑦番の44番の、PTAの方がおそらく書かれているのですけれども、子どもが主役の行事を教員の業務縮小のためだけに廃止するべきではないと、おそらくこの文章を読むとそう感じてしまうのかなと思うので、これは前向きな言葉に変えたほうがいいかなと思いました。効率的な実施による、まさにこのタイトルになっていますけれど、業務改善のほうがまだ、すんなり、いいほうにという印象を受けるというか、同じような意見を持ちました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 別のことでいいですか。

○高部教育長 はい、池田委員。

○池田委員 このプランの7ページの、退校時間の設定というところで、19時を目安としたと書いてありますが、これについて、既に出ているものでちょっと改めて申し上げるということになって申しわけないのですけれど、19時というのが例示として出すのがいいのかどうかというところです。

一つは、これおそらく8時に出勤されて19時に退校されると11時間になりますね。そういう感じなのかなと思っているのですけれど、それが19時というのがひとり歩きしてしまって、それまで帰っちゃいけないような雰囲気になってしまわないかというのが一つです。

それから、11時間以内という設定にもかかわってくるのですけれども、今既に三鷹市の教員の方の在校時間が11時間9分なのですね、小学校では。中学校では11時間43分と。中学校でこれを11時間にすると、ある程度効果はあるのですけれども、小学校でいえばもう既に11時間9分で、この設定によってメリットを受けるのは半分の方なんです。半分の方は既に11時間以内なわけですから。そういうことだとすると、19時でかつ11時間以内というのが、もう少しぎゅっとコンパクトにしたほうがよりいいのではないかなと、インパクトもあるのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 おっしゃるとおり、もともとここまでいいんだよとか、あるいはここまでいなきゃいけないんだよみたいなとられ方というのは、危険なことがあるなとは思っています。この部分というのは、私は中学校籍なので、中学校は大体部活動が6時

半までやらざるを得なかったこともあって、今後少し縮小すると思いますけれども、その後自分の教材研究やなんかに向かえるのがちょうどもう、このぐらいの時間になってから初めてというような状況というのも今まではありました。部活動指導員等の導入によって、そのあたりが少しずつでも改善されていくのであれば、もっと早くということも可能かなとは思いますが、ただ、ここの部分については、そういった意味で、校種によっても違ってくるでしょうし、取組方針の例というのは、これは各学校で、例えばということは今、ここでこういうふうにした部分なので、学校単位でその辺は先生方の状況に応じて設定していただければいいかなとは思っています。ただ、やはりおっしゃるとおり、1日の勤務時間が11時間以内ということであると、この形になるのかなということを示させていただきました。

○高部教育長 この在校時間11時間というのと、勤務時間11時間というのは違うんじゃないですか。

○松永指導課長 違います。

○高部教育長 休憩時間が入ってないよね。だから11時間、実態と変わらないんだったら目標設定の意味がないんですよ、池田委員がおっしゃるようにね。けども、休憩時間が45分なり60分の間があるわけですね。

○松永指導課長 45分間ですね。

○高部教育長 制度上はあるわけですね。だから、おそらく実態上は夜8時過ぎに帰る、今、松永課長が言われたようにね。8時過ぎ、9時過ぎが実態で、こういう調査の結果になっていると思います。だから7時というのはかなりタイトな、もっと早く帰りましょうという奨励の一事例と私は捉えたのですけれども。

○池田委員 今、この資料で拝見すると、(1)のところ、やっぱり、教員一人当たりの在校時間となっていますね。

○高部教育長 これは勤務時間じゃなくて在校時間。

○松永指導課長 在校時間です。

○池田委員 そうすると、実態を正確にあらわしているかどうかという、サンプルなんですかね。

○松永指導課長 そうです。

○池田委員 だから、実態でいえば、指導課長がおっしゃるように、大体20時ぐらいのが19時になればそれは大分いいことがあるということなのかもしれません。

○高部教育長 これがもとになって、例の60時間超える割合が7割とか3割とか言っていましたよね。

○松永指導課長 はい。

○高部教育長 そうですか、でも池田委員がおっしゃるように、これはあくまでも例示でやったということで、読めば例と書いてあるのですけれども、それを強調する意味で別に夜7時ありきではないので、もっと早く帰ればそれはいいわけですから、例えば、というのを本文の中にも入れて、例えば7時を目安とした、などにより、とかとしたほうがより、あまり7時ありきではないということが明らかになるのではないかと思います。

○池田委員　そうですね。私もこの文言を直すとすれば、例えば夜6時を目安とした、とするか、遅くとも19時を目安とした退校時間とか、そんな書き方がよろしいのではないかと思います。

もう1点、8ページの、「チーム学校」として、学校内外の多様な人財を効果的に生かし、というところなのですけれども、運用していくときに、ぜひスクールロイヤーというものを試していただければありがたいなと思っています。パイロット的に始めてみて、いい方を配置して小さく産んで大きく育てていくというやり方が望ましいと思いますので、今後の運用上の施策としてご検討いただければありがたいと思います。

○高部教育長　ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員　8ページにありますコミュニティ・スクール推進員の設置の件なのですけれども、3学園だけですね。それで、自分の地域のことで申しわけなのですけれども、うちの地域には推進員を設置して下さるということで、全く違った意味で皆さん期待はしているのですけれども、実際にこの推進員の方と、たまたま身近な人たちなのでお話しする機会がありまして、この推進員になられた方自身も、ちょっとこれからのことがあまりよくわからないし、どうなるか、これからやってみることなので、いい方向に向かっていくと思うのですけれども、その方を含めて、コミュニティ・スクールの委員の方たちも、まだやっていないことだから当たり前なのですけれども、これを設けるに当たって、丁寧に説明していただけたほうが、今までせっかくなまくいっていたものが、1人が推進員になることによって、たまたまうちの学園は、コミュニティ・スクール委員だった方が1人推進員になるのですけれども、その方たちと役員とのいろいろなかわり合いが出てくると思うのですけれども、最初が肝心だと思うので、ご本人も、そして回りの方もとても不安がっているのが現状です。ですから、この辺丁寧に、ご説明していただければありがたいということで言っておりましたので、お伝えいたします。

○高部教育長　教育施策担当課長。

○木下指導課教育施策担当課長　丁寧にやっていくことは重々、これからやっていきたいと思っています。まず、今月の29日、3学園のコミュニティ・スクール推進員の方、そして学園の管理職の方を呼んで、まずはご説明をいたします。その中でいろいろな質問等いただきながら、これからのことをお互いに話し合っていく機会を設けたいと思っています。

また4月には、新しいハンドブックもできますので、それに伴って各学園の中で第1回目のCS委員会のときにまた詳しくそこでご説明をしながら、進めていきたいなどは思っています。また、3学園に最初に導入しますので、来年度のうちにはその3学園の様子を発表できるような機会もつくりながら、またでは次の学園、こういうふうな形でうまくいってますよ、なんていう例を出しながら、また広げていければとは考えていますので、丁寧にやっていきたいと思っています。

○畑谷委員　よろしく願いいたします。

○高部教育長　学園長と当該候補者もさることながら、やっぱり支援部との関係がありますよね。だから、研修は研修で事前研修はいいのですけれども、スタートした後も、例えばコミュニティ・スクール委員会の中で、こういう人が配置されたということで、相互

の役割をどうするかというのは、学園ごとで多少違うところもあるかもしれないので、そういう調整を十分、事務局も入ってやっていただくように、お願いします。

ほかに、高橋委員。

○高橋委員 先ほど池田委員さんが指摘された、7ページのこの取組方針の例ですけれど、非常に丁寧に入れていただいているのですが、これ、別個指示を出すような形ではいけないのでしょうか。ここに明記せずに、別の形で書くという、学園なり学校に周知徹底することはできると思うのですが、ここに書くことの、よさもあるけれど難しさもあるので、逆に働けということか、みたいな表現をする職員もいるわけですから、出し方はちょっと考えたほうがいいかなと思います。

○高部教育長 教員も入ったプロジェクトチームで市教委の役割、学校でのこれからの取り組み、さまざま議論した結果がこうだと思うのですが。

○宮崎教育部長 プロジェクトチームの中でも、やはり取り組みの現場は学校だというので、学校ごとに方針を定めてやっていくということが大事だと。それを策定するに当たっては、今、取り組みの例示みたいなものが欲しいということも、ご意見として出ています。東京都のプランなんかもそうなのですが、ある程度取り組みの例示みたいなものを挙げて、取り組みやすくするような工夫はしているようですので、一定程度考えられる共通的な要素については、例示として挙げましたけれど、これはこういったものを参考にし、あと、好事例集みたいなものもいっぱい出ていますので、そういったところも参考にし、学校ごとにつくっていただくということでお話をしていこうと思っています。

○高部教育長 掲げることは両面あるけれども、一応共通ベースを示したほうが学校も取り組みやすいということで、この程度のものを出したということですね。

○宮崎教育部長 はい。

○高部教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問等がなければ採決いたします。議案第10号 三鷹市立学校における働き方改革プランについてにつきましては、ただいまご審議いただいた点を踏まえて、若干の修正、見直しを含むことで可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 それでは、本件は若干の見直しを含めて可決されました。

日程第2 議案第11号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則の一部改正について

日程第3 議案第12号 「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」第13条に定める職員の職務規程の一部改正について

次に、委員の皆様にお諮りをいたします。日程第2 議案第11号及び日程第3 議案第12号につきましては、関連議案ですので、一括して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。議案第11号及び議案第12号を一括して議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。総務課長。

○高松総務課長 それでは、議案第11号及び議案第12号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

これらの議案は、ただいまご審議をいただきました、三鷹市立学校における働き方改革プランの具体的な取り組みの一つとしまして、国や東京都の施策と連動しながら、人員体制の確保として、新たに副校長補佐と部活動指導員を配置するために、関係規程の改正を行うという内容となります。

まず議案第11号につきまして、議案資料の4ページ、5ページをお開きいただけますでしょうか。三鷹市教育委員会嘱託員設置規則の改正案、新旧対照表となっております。今回、副校長補佐と部活動指導員につきましては、その勤務形態や職務内容から、非常勤特別職職員である嘱託員として、任用することを考えております。

5ページをごらんください。嘱託員の職名及び職務内容を規定しております、別表第1の一番下、学校嘱託員の項ですけれども、こちら学校においてそれぞれ関係する職務を担っている嘱託員ですけれども、その種別として新たに、副校長補佐業務と、部活動指導業務を追加しております。

続きまして6ページ、7ページをお開きください。こちらの別表第2が、嘱託員の任用の要件について規定をしております。こちら学校嘱託員の項に、副校長補佐業務と部活動指導業務、それぞれの業務に従事する嘱託員の任用の要件としまして、業務に必要な知識、経験を有する者等と規定をするという内容となっております。

続きまして議案第12号につきまして、10ページ、11ページをごらんください。こちらの公立学校の管理運営に関する規則第13条ということで、10ページの第1条、目的のところを書いてありますが、この学校の管理運営に関する規則第13条といたしますのは、学校に置く、市教育委員会が任命する職員、栄養士ですとか一般用務ですとか、そして嘱託員、そうした職員について規定した条文というのが13条なのですが、そうした職員の職務内容をそれぞれ規定するというのが、こちらの訓令になっております。新設をいたします学校嘱託員の職務内容について明記するというのが今回の改正になります。

11ページ、第2条第4項の、まず第6号としまして、副校長補佐業務、第7号としまして、部活動指導業務に従事する学校嘱託員の職務内容を加えておまして、それぞれ、先ほどの働き方改革プランでも掲げております内容ですけれども、副校長補佐業務では、調査・報告、サービス管理、施設管理その他副校長業務の支援。部活動指導業務では、実技指導、学校外活動の引率、その他部活動指導に関すること、と規定をしております。

最後に、施行期日でございますけれども、これらの規則等は平成30年4月1日から施行することとしております。ご説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 嘱託員設置規則4条の2の、この変更点ではなくて申しわけないのですが、設置数は教育長が別に定めるとありますよね。この別に定めたものというのはある

のでしょうか。

○高部教育長 総務課長。

○高松総務課長 そうですね、こちらは市長部局にも同じ規則がございまして、市長部局の規則では、嘱託員の職の設置数は総務部長が別に定めるという規定となっておりますが、その実質的には、各年度の人員配置の中で決定をしているという内容になっておりまして、組織・定数というのは、予算編成の中でも協議が行われていきますけれども、そうした年度ごとの設置数を決定しているということについて、こうした表現を設けております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○高部教育長 ほかに、いかがでしょうか。

ちょっとわかりにくいのは、先ほどいろいろな働き方改革で、専門スタッフの配置と言いましたけれど、実際はその身分がさまざま、臨職があったり、有償ボランティアがあったりするわけですね。その中で、いわゆる非常勤嘱託と位置づけたのがこの二つ、部活動指導員と副校長補佐だということなので、二つ、絞られたということです。それを、規則や規程の中で、職の設置や職の内容をこうやって落とし込んだということですね。

畑谷委員。

○畑谷委員 先の話になるかと思うのですが、これ、4月1日からこれが施行されるということですね。その場合、この人員募集というのはもう始まっているのですか。それとも、4月1日から始めるのですか。

○高部教育長 手続について、総務課長。

○高松総務課長 こうした規則の施行期日につきましては、実際に運用する、任命する日付けを施行期日とさせていただいておりますけれども、そこからスタートしなければいけませんので、実態的な準備行為として、任用に向けた選考等というのは並行して行っているところでございます。

○畑谷委員 それでは、4月の新年度から配置できるという状況になっているのですか。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 職によるのですけれども、学校で特に副校長補佐業務というのは、全然学校のことをご存じない方が来てもなかなか難しい部分もあるということもあって、今、学校で、退職した先生であるとか、あるいはさまざまな形で今まで学校の運営にかかわっていただいた方とか、そういった方の中から、この人が適任であるという方についてご推薦をいただいた上で、教育委員会で採用するという形をとっているところです。

特に部活動指導員については、今新規採用の教員の配置をぎりぎりのところでやっていると、その来た人が実はその部活の専門家だったなんていうことが、競技の専門だということがあると、また別の競技にということも状況としてはあり得るのです。ですから、学校でも選任に当たって今、やっていただいているところですが、もう既に、ここですと具体的にしている学校と、今はもうちょっと様子見させてくださいという学校と、両方ございます。

○畑谷委員 今お話を伺いますと、各学校で選任する形ですよね。そうではなくて、私

は、全中学校で部活動指導員を配置するとか、それから中学校で副校長先生の補佐を配置するということになりますと、三鷹市全体として公募するののかと思ったものですから、そういう形はまだとらないということなのですか。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 導入の段階ですので、まずはやりやすいところからスタートしていかなければならないだろうといったことで、やはり人の問題というのはすごく、どなたでもいいというわけにはいかないこともございますので、学校としてはうまく学校の中をそれで回していくんだという意識の中で、まずはそこから始めるということを考えています。これが期が熟してきた段階では、今も公募でいろいろな職を採用しておりますけれども、そうなるかとは考えております。

○畑谷委員 ありがとうございます。

○高部教育長 これは今後、嘱託員の職に応じた、どういう適格性のある人を選ぶかという手続なので、今言われた、副校長補佐とか部活動指導員というのは、確かにやっている業務と密接ですから、やっぱりその仕事をよく理解している人、経験のある人ということで、学校にも一応お問い合わせをしながら、推薦をいただいて、最終的に教育委員会が発令しようという手続で、ほかの例えば給食リフトとか給食調理なんかは、教育委員会の総務課が市報に出して公募して、そこで選考するということで、制度的には4月1日からスタートする、規定もあるのですが、ある程度予算が固まって、市長原案という形で、内示会とか議会に送付されたら、一応4月1日に合わせるために、準備行為ということで、予定というふうにお断りしながら、それをやらないと間に合いませんから、そういうのは一般的に行政の手続として行われていますので、実態的には、可及的速やかに、1日とは言いませんけれども、今いろいろ調整しながら年度の早い段階で入れるということで、手続を進めています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。議案第11号 三鷹市教育委員会嘱託員設置規則の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号 「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」第13条に定める職員の職務規程の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第5 議案第14号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正について

日程第6 議案第15号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正について

○高部教育長 委員の皆様にお諮りいたします。日程第4 議案第13号から日程第6 議案第15号までの議案につきましては、関連議案ですので、一括して審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。議案第13号から議案第15号までを一括して議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。教育部長。

○宮崎教育部長 それでは私から、議案第13号から議案第15号までの議案について、一括して説明をいたします。

まず12ページの議案第13号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。資料の15ページ以降の、新旧対照表と、本日席上配付させていただきました参考資料、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実に向けた規則等の整備についてという参考資料を使ってご説明をさせていただきます。なお、本日この参考資料の後ろに、管理運営の規則の全文を用意させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

資料15ページです。改正の概要でございますが、先ほどの参考資料に大きく3点ございます。まず1点目は、学校教育法等の一部改正を生かしまして、省令に基づく「小中一貫型小・中学校」として、教育委員会規則に位置づけるとともに、従前教育委員会の指定・告示という手続だったものを、学園の名称、構成する小・中学校を規則の別表にしっかり規定するというところに改めたものでございます。新旧対照表でございますけれども、16ページ、17ページでございます。第7章小・中一貫教育校の項目の中の、第29条第2項及び第3項となります。

2点目でございますが、学園長が学園の代表としてリーダーシップを発揮できるよう、その職務に学園運営の総合調整を行うことを明記し、具体的な所掌事項を明記するとともに、副学園長の職務に、学園長の補佐と連携・協働による学園運営の推進を明記したところでございます。新旧対照表でございますが、17ページの第30条の第3項、第4項、第31条の第3項のところでございます。

3点目でございますが、学園としての教育計画の策定等について具体的に明記をさせていただきました。新旧対照表18ページにかけてでございます。第32条第1項から第3項となります。学園の教育計画の策定と、教育委員会への届出を教育委員会規則に位置づけるとともに、学校の教育課程の編成におきましては、学園の教育計画に基づいて、学園を構成する小・中学校相互の密接な連携及び9年間の学びの連続性と系統性に留意するものとするなど、学園の教育計画と学校の教育課程との関係性を明記することといたしました。

以上が公立学校の管理運営規則の改正についてでございます。

続きまして20ページ、議案第14号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正についてでございます。24ページ以降の新旧対照表と、先ほどの参考

資料の項目の2番目、三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の項目をごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

こちら大きく3点の改正となります。まず1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を生かしまして、コミュニティ・スクール委員会を法律に基づく学園単位の学校運営協議会として位置づけを一本化するものでございます。新旧対照表は、資料24ページの第1条と第2条のところになります。旧条文を整理いたしまして、学校ごとに置く学校運営協議会であったものを、学園運営と学園運営への必要な支援に関して協議する、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会の法律上の位置づけを明記したところでございます。

2点目ですが、学校運営協議会の法律上の権限でございます。教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項に関する基本的な方針の承認等について、対象学園の教育計画の策定、その他学園に係る事項と、対象学校の教育課程の編成その他学校別の内容となります。学校組織、学校予算、施設設備の管理等について、区別して、それぞれ明記することといたしました。新旧対照表でいいますと27ページ、第8条のところでございます。第1項が、学園運営に係るコミュニティ・スクール委員会の承認事項。第2項が、学校運営に係るコミュニティ・スクール委員会の承認事項となります。

3点目でございますが、社会教育法の一部改正を生かしまして、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化するとともに、コミュニティ・スクールとしての事務局機能の充実を図るため、コミュニティ・スクール推進員、国の制度でいいますと地域学校協働活動推進員といいますが、これを学園に順次配置するということを踏まえまして、委員のうち、対象学園の運営に資する活動を行う者について、地域学校協働活動推進員を含むと明記することにしました。25ページの第3条第1項3号でございます。

この大きな3点のほか、あわせて文言の変更をさせていただきました。協議会というところを、コミュニティ・スクール委員会。あとは、当該対象学校という表現を、対象学園とさせていただきます。

それから、29ページでございます、第14条の運営に必要な事項等というところで、学校運営協議会が従前は教育委員会に届出の上、別の名称を用いることができる旨の規定がございました。第3項でございますが、こちらの削除を行いました。

以上が、公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正についてでございます。

最後に、資料32ページ、議案第15号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正についてでございます。こちらについては、34ページ、35ページの新旧対照表と、参考資料の項目3番をごらんください。コミュニティ・スクール委員会を学園単位の学校運営協議会として位置づけを一本化することに伴いまして、34ページの第2条第1項第7号中の「学校運営協議会委員及び」という文言を削除することといたしました。

私からは以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 非常に大きな改革を勇気を持ってしていただくような文面になっていると思うのですが、何点か質問なのですが、管理運営規則で、中学校併設型小学校と、小学校併設型中学校とされていますが、私はもっと、上のというか、三鷹市の学校設置条例から変えておいたほうが、ほんとうに大きな改革ですよ。今までは市独自の学園だったけれども、今回は、よりしっかりとしたものになるわけで、完全に今までの小学校とは違うんですよ。併設型の小学校ですよというあたりは、もっと上の規程を変えていかれたほうが、より、この三鷹の姿勢があらわれてくるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○高部教育長 教育部長。

○宮崎教育部長 これにつきましては、国の制度改正に合わせて、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省の関係省令の整備に関する省令等についてという通知が出ておまして、そちらの中の、留意事項というところで、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の教育課程の編成等につきましては、設置者は、教育委員会規則等において、当該小学校及び当該中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにするというような通知が出ております。そういったところを踏まえまして、教育委員会の規則で位置づけたところでございます。

○高部教育長 補足しますと、この自治体が先行して小・中一貫教育を立ち上げて、国が平成28年4月に法令改正等を行ったのですが、国が設定したタイプ分けなのですね。それは実態を見ながらタイプの設定をしたのですが、3つあって、要するに義務教育学校というのと、小中一貫型小学校・中学校の中でも、併設型というのと連携型という、その違いというのは、校長が1人になったり、設置者が同じだったり違ったりという形で、そういうタイプ設定がされたということです。

では三鷹の場合はどれに当てはまるのかといったときに、高橋委員がおっしゃるように、義務教育学校は一つのタイプとして学校教育法そのものに設置されていますね。それと比べて、この併設型というのは、文科省令で、少し中途半端とは言いませんけれど、既存の小学校・中学校を生かした形でのこの併設型なので、ベースになっているのはやっぱり小学校・中学校という学校の種別というのは、学校教育法そのものに規定されているわけで、それは前提としてある確固たるものなのですね。その中で、タイプとして併設だったり連携だったり、小学校・中学校置きますということで、中身もほとんど現行規定を援用しているようなスタイルで、ただ、その一貫性をより一体感を強めましょうということなのですね。

先ほど教育部長が言ったように、文科省令で定めたわけですから、具体策というのは文科省からの通知で詳細がまたそこで定められてくるということで、その中では併設型小学校・中学校の決め方としては、今までは指定と告示で済んでいたのですが、それを規範化して規則にはするけれども、条例化まで求めているわけでもないですし、公の施設の学校ということでは、今までの小学校・中学校とは違うものをつくるわけでもないわけなので。そうすると、今までの小学校・中学校というのを生かしながら、新しいタイプだよというのを明確にするために、規則の中で、今まで学園というのも規則にはなかったの

すけれども、それを規範化したという、今のステップはそういう段階なのかなというふうに思っています。

○高橋委員 要するに示されたことはほとんどもう三鷹では形になっている部分なわけです。それをあえてこうなるというからには、相当、これも十分その大きな変化を感じるのですけれども、上の規程から変えていくほうがインパクトはあるかなと思います。

○高部教育長 旗印というか、大きく変わったよという、これからいろいろな、学校や地域にアナウンスするときはもちろんリーフレットとかガイドもつくりますけれどね。やっぱりこれだけのものが一体になって、学園としての一本化もされたし、小中一貫型にもなったし、カリキュラムも変えるし、CS推進員も置くし、ガイドブックもつくるし、もろもろのことをやって、新しいステージ、次のスタートだということを打ち出していこうとも思っていますし、そういう意味では条例であっても規則であっても、その大もとは自治基本条例ですから、市の取り組みとしてそれを全面に出していくということで、ぜひ追い風にしていきたいと思います。

池田委員。

○池田委員 そういう意味では、29条のところで、この「必要と認めるときは」というのが消されて、これはもう学校教育法の施行規則に基づくから必要と認めるときというのではないということは、新旧対照表を見れば、その違いはなるほどとわかるのですが、このでき上がったものだけを見ると、当たり前のことが当たり前に書いてあるだけのよう、やっぱり見えてしまうと。せつかく規則に正式に位置づけて、法律のバックグラウンドをもとに規則に入れ込んでいくということであれば、もう少しやっぱり、書きぶりもそれなりのものを入れていくということもあり得るのかなと。

具体的に言えばその理念ですよ。この29条のところで、一貫性のある教育課程の下で連携して教育を施すために、と簡潔に書いてあるのですけれども、やや簡素過ぎるところがあったりして、その点、参考になると思ったのは、32条3項のところで、9年間の学びの連続性と系統性という、ここはすごくいい言葉だなと思って、こういう文言をむしろこの29条の中に理念として入れ込んでいくというのが、せつかくだからやってみるといいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○高部教育長 法令規範なので淡々と書いたのでしょうかけれども、教育ビジョンの中にはかなりコンセプト的な、その9年間の一貫教育ということで、学びの保障も含めてかなり書き込んだ部分がありますよね。だからそれをこの中で、もうちょっと特色あるものとして強調することは可能だと思いますので、今ちょっとビジョンが手元にないので、どういうフレーズがフィットするのかなというのはありますけれど、かなりあそこにはコンセプトが入り込んでいるので、そこは強化できますよね。

ほかはいかがでしょう。池田委員。

○池田委員 30条の2項、3項のところで、学園長は教育長が指名するとなっているのですが、これは教育長でいいのかなというのが一つ考えるところで、教育委員会がこの学校に関しては指導権限というか、教育委員会が教育行政の執行機関として学校に対する指導監督をしているわけですけれども、学園についてもそれと平仄を合わせて委員会が学

園について指導監督をしていくというのがバランスとしていいのではないかとというのが一つあります。

それから、そうすると3項4号のところも、教育長から職務上委任又は命令された事項というのが、委員会からとするのがいいのではないかと思います。教育長がというところについて何かあるのでしょうか。これまでの例でいえばそうなのかもしれませんけれども。

○高部教育長　これは従来からの習慣でしょうけれども、確かに今までは小学校・中学校の校長が、要するに三鷹の場合は、既存の小学校・中学校を生かすというコンセプトでずっと来たものですから、校長の任命というのは、教育委員会発令ですよね。で、そのゆるやかな連携ということで、任意で、つまり職務規定上何か固いものではなくて、いわゆるコーディネーターとして、任意の役割分担の一つとして学園長ということをやっていたから、それは内部管理的に教育長でオーケーだったと思うのですよね。

確かにおっしゃるように、より学園長の権限も明確化されるわけですよ。もちろん校長がなくなるわけではないけれども、そういう意味では一つ格上げではないですけども、そういう意味では私は学園長の指名はここで、ほかの教育委員さんのご意見も伺いますけれども、それは抵触しないのであれば教育委員会の指名というスタイルにしてもいいかなと思いますけれどもね。

ただ、職務権限のところはこれは、学校の職務権限もどうなのでしょうね。具体的にはやっぱりこれは、指揮監督とか管理事項にかかわることなので、ちょっとこれは具体的な中身ですよ。しかもその他の部分ですから、これ、教育委員会規則ですから、これは教育委員会が規則を変えるということは教育委員さんに諮って合議制で可決されてやるということですから、その主な部分の、例えば1号、2号、3号で、教育委員会としてはもっとこれも明確にすべきだということで、4号に追加されるということは議論できると思うのですけれども、さらにいろいろなもろもろの詳細な事務分掌があったときには、やっぱりこれは内部的にフレキシブルにやる部分もあるでしょうから、ある程度教育長に委任された部分があってもいいのかなと私は思っていますので、教育委員会で決める事項と、それから教育長が個別に委任する部分というのは、その各号列記の、この小分けの中で少し整理できるかなと思っています。

○池田委員　そこは少し難しいところで、いろいろな規則、法令をつくることというのは、10年後、20年後のことを考えると。どんな人が学園長になるかもしれない、教育長になるかもしれないということを考えたときに、そのフレキシブルというのはある意味、要するに決められる政治ということもあって、いいのですけれど、他方でやっぱり、怖いところもあって、せっかく学園が独自の教育計画を立てて頑張っていこうというときに、そこを阻害するような形でその教育長職にある方の考えによってということも、そのリスクも考えられなくはないのですね。それを合議制の教育委員会にしておくことで、その振れ幅を狭くできると、そのリスクを少し低減できるという意味合いもあるので、その教育委員会が指名、教育委員会が職務上委任又は命令というところは合わせておいたほうがいいのではないかと思います。

あるいは、実は第6条の1項3号に、同じような規定ぶりのところがあるのですね。ここは主体が書かれていないのです。職務上委任又は命令された事項に関することと。こういった形でそこを踏襲して書いておくというのでもいいのかなとも思ったりします。ただ、私としては委員会が任命するのであれば、やっぱり委員会の委任・命令というところが適切なのではないかと考えています。

○高部教育長　これは校長の職務権限の決め方と平行で考えてもいいと思うのですが、これ今言われたように、第6条の校長の職務のその他の部分というのは、これ、誰が命令するかと、主語がないんですよね。だけでも、これ、法体系全体から推論すると、では校長の指揮監督権って誰にあるのかということになると、おそらく直接的には教育長の責任としてそういった校長を、事務局もそうですね、指揮監督をして、教育委員というのはその教育長をチェックするという役割、間接的な役割ですから、直接的に教育委員が校長に対してとか、個々の職員に対してというのは、私はちょっとなじまないのかなと。やっぱりその職にあるものを保証するために、任命権は合議制でやるけれども、具体的な部分というのは指揮監督において対応すべきではないか。もしそういうご懸念があるんだったら、やっぱりその他をなくすぐらいの詳細な規則化をむしろやるべきではないかなとは思いますが。

ですからほとんどこの前3号その他というのは、発動されることはないかもしれませんが、それはおそらく教育長の独断だということではなくて、いろいろな国や東京都からの関連の中で役割分担をこうやって確認的に発令するというかお願いするとかということはあるかもしれませんけれども。

○池田委員　そうすると、確かにおっしゃることもよくわかりますし、誰がというところについては、解釈に委ねるという意味で、この6条1項3号と平行にその主体を除くと、削除するというところでどうでしょうか。

○高部教育長　わかりました。では、まとめますと、まず30条の2項のところの教育長の指名を見直すと。これは、校長は学校教育法に書いてあるのですかね。

○高松総務課長　そうです。

○高部教育長　どういうフレーズになっていますか？ 学校長、個々の学校に任命するというのは、主語はどこにあるのでしょうか。

○高松総務課長　職の設置については学校教育法に規定されているという内容になります。

○高部教育長　学校長という職の設置でしょう。

○高松総務課長　はい、校長の職の設置について。

○高部教育長　これは指名ということは個々の人に対して命令をするわけだけでも、それは校長に置きかえたときはどういう文言になっていますか。ポストはそうなのだけれど、具体的にAさん、Bさんをそういう形ではめるとき、人事行為、それは主体はどこになっていますか。

○松永指導課長　東京都教育委員会がやっていることになっていますよね。ここで内申を上げていただいて、都が配置を決めるという仕組みでやっていますよね。

○高部教育長　でも学園長は三鷹市の独自で、別に東京都とはかかわりないことだから、ではそこは三鷹市教育委員会でも行えるのでは。総務課長。

○高松総務課長　確かに学園長というのが、教育長がおっしゃられたとおり、職というよりは役割という形ですので、任命という文言をあえてここに使ってこなかったということで、そういう役割を担う人を指名をするという表現をとってきたと認識しています。指名については、三鷹市教育委員会で行えることと考えます。

○高部教育長　三鷹市教育委員会では指名するという形でも。

○高松総務課長　差し支えがないと考えます。

○高部教育長　では、3項の4号の部分については、教育長からという文言を取ると。

○高松総務課長　こちらにつきましても、確かに校長先生の、まず一義的に指示等をするのは指導課長の役割ということもあります。また、教育長から指揮命令されることもあるかと思います。もともと、教職員の服務監督については、教育長が行うという形になっておりますので、それを踏まえた表現が従来の表現かなというふうには考えます。

よくありますのは、例えば「上司」というように、まとめて表現するような場合もありますけれども、そうした点も含めて、校長の規定と同じような形で、特に指定をせずに職務上委任又は命令されたと表現をさせていただければと考えております。

○高部教育長　いろいろ複数あり得るということね。

○高松総務課長　そのように考えております。

○高部教育長　ではそういうことでよろしいでしょうか。

○池田委員　はい。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。

○池田委員　32条の3項ですが、先ほどその理念というところでしっかりとお書きになっているということを申し上げましたけれども、趣旨としては、各学校が教育課程をつくるときに、学園の教育計画を踏まえてつくりなさいということを書いていたかということですね。

○高部教育長　14条、15条というのはそうですね。学校でやるときに学園の計画を前提にきなさいと。

○池田委員　そうすると、直接的には15条に書き込んでもいいのかなと思いながら、新しく入れるところにまとめてお書きになったのかなと思いましたので、これはこれでいいのかなとも思います。

○高部教育長　学園の教育計画というのが初めて32条に出てくるので。

○池田委員　ということですね。

○高部教育長　それを受けてまた、その14条、15条に影響を及ぼすということは、前段だと今度はでは学園計画ってどこで運用、そういう関係なので、そういう位置づけなのでしょう。

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員　小さなことなのですが、30条の3項の1号と2号を見たときに、学園の教育計画の策定だけで終わっているのがちょっと、下が計画及び実施だと上も策定及

び実施なのではないかなと思うのです。3項の1号が、学園の教育計画の策定となっているけれども、学園長は策定しただけでなくて実施に関することも含めて、当然動くことになるだろうから、2号の表現を考えたときに、わざわざ実施が抜けているということではないと思うので、この表現はちょっと気になります。

○高部教育長　　どうでしょうか。総務課長。

○高松総務課長　　規定の考え方としましては、14条に教育課程の編成という表現がございます。各学校では教育課程の編成を行っていくわけですけれども、それを学園として統括しているものが学園の教育計画の策定ということで、実施方策等でも表現をしてきました。教育課程の編成と同様の表現、そこと同じレベルの表現ということで、学園の教育計画の策定ということで用いさせていただいたという内容でございます。

○高部教育長　　ということは、教育課程の実施であろうと、学園の教育計画の実施であろうと、実施というのはそれはもう、かかわる人が全員でやるべきことだというのは前提にあるからむしろ、その計画とか教育課程とか、要するにビジョンのところはしっかり責任持ってトップがやりましょうというスタイルになっていますね。総務課長。

○高松総務課長　　そうですね、学園長の規定としましては、運営の総合調整ですとか、学園運営を推進するですとか、全体を運営していくということについて規定しておりますので、ここでは教育計画の策定ということで、記載をさせていただいたという内容となっております。

○高部教育長　　もちろん実施段階でもリーダーシップを発揮するということは、総合調整の中に入っているということで。

○高橋委員　　新しい時代に入ったのだから、学園の教育計画を策定しただけでは済まない。実施も含めてこれからは学園として動くんだというメッセージは入ってくるかなと思ったのです。そうすると、その下の、1号と2号が違うという理由がよくわからないのですが、例えば学園の評価の計画の策定に関するところで、わざわざこの表現を変えておられる理由があるのでしょうか。

○高部教育長　　総務課長。

○高松総務課長　　評価については、むしろ評価の計画と実施という表現でここは用いさせていただいておりますが、もちろん考え方としましては教育課程の編成とパラレルになるような形で学園の教育計画の策定と表現させていただいてはいるのですけれども、例えば入念的にせよ、重ねて策定及び実施という形で表現をするということも、もちろんあり得るのかなと考えております。

○高部教育長　　全体の整合性ももちろんあるけれども、ここは三鷹市のオリジナルというか独自の部分なんだから、評価というか要するに反映しなさいという趣旨なのでしょう。実施するのはみんながほんとは実施するのだけれど、特にトップの人は評価されたことをきちんと学校運営に反映しなさいということで、おそらく実施が強調されていると思うので、そういう意味からすれば、策定及び実施と教育計画のところにあっても別に間違いではないし、それは三鷹の特色が出るのではないかというご意見だから、それはどうですか、大丈夫ですよ。指導課長。

○松永指導課長 可能かなとは思うのですが、実は教育課程という言葉を使っていないで、ここは教育計画という言葉を使っているというのは一つありまして、教育課程という言葉でいうと、編成・実施という形の言い方というのはあるのですが、実質問題としては管理職に求められているのは、編成・管理の部分だという考え方もあるということがあって、いきなりここを実施という言葉を持ってくるのはどうかなとはちょっと考えているところもありました。ただ、実質的には、やるんだということからいえば、委員おっしゃるように、策定・実施ということもあり得ることかなと思っておりますが、教育計画という言葉との言葉のつながり方としてどうかなというのがありまして、検討はしなければいけないかなと私は思っていたところです。

○高部教育長 実施にするか、管理にするかなど、こちらで検討させていただきますか。

○高橋委員 どうぞ。せっかくここまでされたのだから、新しい時代だって覚悟してもらうために、何かできることはないかなと思っております。

○高部教育長 わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

○高橋委員 今回の改正ではないのですが、25ページのコミュニティ・スクール委員、こちらはかなり力を入れて、新しい風が吹くなということも感じるのですが、この委員の定数は30人以内で教育委員会が定めると、これは例えば各学園が決定するかということではなくて、委員の定数を教育委員会が定めるということは、継承すべきものと考えられているのでしょうか。

○高部教育長 教育施策担当課長。

○木下指導課教育施策担当課長 現在の状況をお話ししますと、29年度でそれぞれの学園のコミュニティ・スクール委員の数ですが、管理職を抜いて最小で19、それから最大で25が今のコミュニティ・スクール委員の人数になっています。コミュニティ・スクール委員会の中では、やはりこの人数的なものにおきましては、支援それから評価、広報と3つ大体部会が分かれておりますので、20名前後でそれぞれの部に分かれるので、5人から7人ぐらいのグループになりまして、それぞれ活動しているということと、またいろいろな話し合い、熟議をする中でも、やはり地域の方々が少ないと、なかなか熟議も進まないところもありますので、今の現状ではこのぐらいの人数の中で、熟議をしたりいろいろなそれぞれの部会の活動をうまく進められているかなというふうには考えているところです。

○高部教育長 三鷹はもともとコミュニティ・スクールで3校なり4校なりがユニットで来ました。今までは学校単位の学校運営協議会ということで、全国的に見ると大体1学校運営協議会に10人ぐらいなのですね。学校関係者とその地域保護者の代表という形でやりますから、やっぱり10人ぐらいいないと協議にならないんですよ。三鷹の場合は、その3校、4校がユニットということですから当然3倍、4倍にすると30人ぐらいということで、今までも実働もそういう形で機能してきた、いろいろな部会もそれで成り立ってきたということはあるのですが、ちょっと確認したいのは、これ定数は30人以内で、上限を決めて教育委員会が定めるといっていますけれど、教育委員会が具体的にこの30人以内の中で一律に数字を定めていますか。規則がただ30人以内と言っているから、

あとはその中で学園ごとに、今言われたように、学校長もコミュニティ・スクール委員だったら委員にカウントしなければおかしいのだけれど、除いた15、25ってちょっと意味がないのだけれど、入れてマックスだと30人近いし、少ないところだと二十数人でやっている。ただ、やっぱり任期があつて委員を交代させるためには、ある程度の数がないと、その引き継ぎもうまくいかないということですよ。30人の規模について特に多いとか少ないとかという議論は今まで学園の中で出たことはありますか。

○松永指導課長　ありません。数のことについて何かもっと増やしてくれとか多過ぎるとかということはないです。

○高部教育長　なかったですね。という実態だそうです。

○高橋委員　難しい日本語だなと思ったのですが、これを私なんかを読むと、例えば東三鷹20人って言うのかとか思うのですが、東三鷹が20人でやっていたらそれが定数になるよねということで、ということは教育委員会は定めてないですよ。

○高部教育長　ないですね、一律には。だから30人以内だけで、この規則だけでやっていますので、実態的には、学校長からの推薦によって教育委員会が任命するという方式をとっていますから、それが大体、それぞれ学園ごとに25だったり28だったりして、人数について今まで協議したこともないですね。少な過ぎてどうかとか、定数問題についてこれでどうかという話はないですよ。

○高橋委員　非常にこれは希望を持てるような規則になっているわけだから、ここも学園で定めるとすると、変わるなという感じがするのですが。

○松永指導課長　上限を定めているということですので、この委員さんたちは地方公務員法上の非常勤特別職の方々ですので、そこは外してしまうことというのはやっぱり、予算措置のこともありますので、厳しいのかなと考えているところです。

○高部教育長　協議会規則で定めるべき中身、教育委員会が定める中身は、やっぱり定数を定めることはマストですよ。ただ三鷹の場合は、今言われたように、学園の実態で弾力性を持って、以内という言葉にして上限だけを定めて、あとは実態的に協議しながらおのずと予算の範囲内で任命を認めているということですから、おそらく懸念されているその実態にあつて一時的には20名そこそこ、人が集まらなくてそうなる場合だってあり得るだろうし、それはこの中で運用しているということですよ。

○高橋委員　するとこういうことですか、委員の定数の上限は教育委員会で定める。定数の上限を30人とするということはこの文章は表現しているということですよ。

○高部教育長　そうですね。まず規則で30人以内というのを定めて、あと具体的には、もしそういう必要性があれば30人以内の例えば25人にしようか、もっと減らして20人にしようかというのであれば、学園の何か特異例があつて、具体的な部分が30人以内は残すけれども、具体的に例えば学園ごとでこれは20だとか、まあ連雀学園は特に多い、4校だから、ではそこだけは30にするとかいう余地を教育委員会が定めることは残してあるけれども、学園で大きく差が出たことはないということですよ。

指導課長。

○松永指導課長　ここでいう定数というのはどういう意味合いで使っているのかという

ところ、定数というのは要するに任命した数が定数になっているのです、その年度の。教育委員会が任命した数がその年度の定数になっているという考え方だと私は理解してこれを読んでいたのですけれども。

○高橋委員　これだけ自由にこれからやっていいよといっているわりにこれが何か気になってしまって、実際にはそれだけ自由に幅を持たせてくださっているわけですね。だけど教育委員会が決めるのかみたいに読めてしまうので、何かいい知恵があればぜひと思いました。

○高部教育長　文科省の通知で出ている、例えば任命権そのものをどうするかということもあったのですが、文科省は教育委員会が任命すると。ただ三鷹市は、そういう意味では実態をできるだけ踏まえるということで、学園長の推薦制は残したんです、あえて。法制度上は推薦制をはずしてもいいのですが、むしろ私は逆行するようなおそれもあるので、そういう民主的な方法は残しましょうと。実態的に定数問題についても、ある程度推薦が上がってきた、そういうものを確認することはあるけれど、最終的にはこちらが任命して、予算をつけて報酬も払っているわけだから、最終的に教育委員会が責任持つためにはやっぱり、定数問題、その目安については、きちっと示す必要も一方ではあると。でも他方ではやっぱり、いろいろな人探しとかそういう過去の実態もあるわけだから、それは定数ありきにならないように、その上限だけ決めて、それは弾力的に運営しましょうということですね。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等がなければ採決いたします。議案第13号 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、先ほど議論いただきましたように、所要の修正を加えて可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　ご異議なしと認めます。それでは所要の修正を加えて可決することいたします。

続きまして、議案第14号 三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 三鷹市教育委員会事務専決規程の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長　ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成30年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後 3時35分 閉会